

福井市物品競争入札参加資格登録業者 様

福井市財政部 契約課長

適正な物品調達への協力について

平素は福井市公共調達にご理解いただき、厚く御礼申し上げます。

福井市では、公共調達の適正化を図るため、職員への意識啓発に努めているところでございます。

つきましては、事業所の皆様におかれましても、公正かつ効率的な物品納入を行うにあたり、下記事項についてご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。

記

- 1 入札参加希望業種（納入希望物品等）として登録時等に申請したもの以外は、納入することはできません。
なお、入札参加希望業種の変更については、原則年度内一回限りとしておりますので注意してください。
- 2 納入にあたっては、納入期限を厳守するとともに、物品の規格・数量等が発注した内容と同等のものを担当課の職員に必ず確認してもらってください。
- 3 3月（年度末）の納入にあたって、遅れて4月納入になった場合は、翌年度納入となり、市の会計処理に支障が生じることになります。市においても早期発注に努めますので、注意してください。
- 4 市の物品の調達事務が適正に行われているか確認するため、必要事項について聴取し、または帳簿や納品台帳等を調査させていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。
- 5 事業者の方々が適正な物品納入に反する行為をした場合は、「福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領」に基づき指名停止等を行う場合があります。

問い合わせ先 財政部契約課物品係

電話 20-5277

FAX 20-5734